

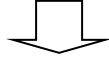
令和7年度の労働保険の年度更新手続きのお知らせ

～6月2日から7月10日までに申告・納付が必要です～

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。令和6年度確定保険料は次のステップで算定してください。（労働保険料一般拠出金の申告を行う場合）

ステップ1 ○「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の作成

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで に使用した全ての労働者に支払った賃金（令和 7年3月31日までに支払いが確定しているが、 実際の支払いは同年4月1日以降になる場合も含まれます。）の総額を記入してください。

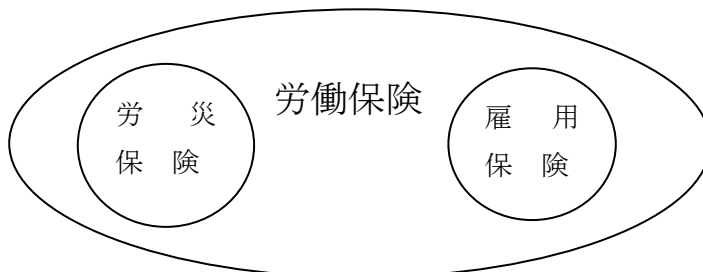


ステップ2 ○申告書の記入

「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」で算出した確定保険料及び一般拠出金の算定基礎額を転記し、確定保険料と一般拠出金の額を計算します。概算保険料についても計算し、確定保険料額 と昨年度申告した概算保険料額（申告済概算保険料額）との過不足を計算して、申告書を完成させます。

1 労働保険とは

「労働保険」とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称したものです。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の納付等については一体のものとして取り扱われています。労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を1人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立（加入）手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。（農林水産の一部の事業は除きます）



2 労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰等を図るための事業も行っています。

3 雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。

4 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法をとっています。したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

この**年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間**に行わなければなりません。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

5 年度更新の申告・納付先

「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関（注1）、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署（注2）のいずれかに、**6月1日から7月10日までの間に提出・納付**する必要があります。この申告書は、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されますので、そちらを使用してください。なお、これまで金融機関や労働局等の窓口で納付していた労働保険料が、平成23年度第3期納付分から、口座振替による納付が可能となりました。電子納付も可能です。

（注1） 日本銀行の本店、支店、代理店及び歳入代理店（全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局）。

（注2） 黒色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署へ、ふじ色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局へ提出してください。

なお、**納付書（領収済通知書）の金額は訂正できません。**

記入誤りをした場合は、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署で新しい納付書を受け取り、書き直してください。また、全国の年金事務所内に設置されている「社会保険・労働保険徴収事務センター」においても、申告書の受付を行っています。

6 労働保険料の延納（分割の納付）

概算保険料が**40万円**（労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は**20万円**）以上の場合、労働保険料の納付を3回に分割することができます。

各期の納付期限	全期	・ 1 期	7月10日
	2 期		10月 31日
	3 期		1月 31日

口座振替納付日	全期	・ 1 期	9月 8日
	2 期		11月14日
	3 期		2月16日

※納付を怠った場合、**延滞金（年率8.7%）**が徴収されます。ただし、**初めの2月の間は、延滞金軽減法の適用年率**で計算されます。

7 年度更新手続上の留意点

年度更新において納付する労働保険料の算定については、その事業で使用されるすべての労働者に支払った賃金総額に、その事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定し、一般拠出金の額については、賃金総額に一般拠出金率（一律1000分の0.02）を乗じて算定を行い、申告・納付します。

(1) 賃金総額の適正な把握

労働保険料等は、その事業に使用されるすべての労働者に支払った賃金の総額に、その事業に定められた保険料率・一般拠出金率を乗じて算定します。そのため、この賃金総額を正確に把握しておくことが必要です。

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。ただし、その事業に使用される労働者のうち、雇用保険の被保険者とならない者（学生アルバイト等）に対して支払った賃金がある場合には、労災保険に係る保険料と雇用保険に係る保険料とを区別して、それぞれ算定したものの合計が労働保険料となります。

「賃金」とは、賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものです。

なお、一般拠出金の算定基礎となる賃金総額は、原則として、労災保険に係る労働保険料の算定基礎賃金総額と同額になりますが、場合によっては異なることがあります。

●高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について

平成29年1月1日から、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、令和元年度までは、経過措置として、64歳以上の高年齢労働者（※）については雇用保険料が免除されることとなっていました。

※ 保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の被保険者

令和2年4月1日以降からは、この経過措置が終了し、64歳以上の高年齢労働者に支払われる賃金も雇用保険料の算定対象となります。

(2) 継続事業の場合

① 最初に、年度更新手続を行うための申告書・納付書には、あらかじめ、労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書されていますので、印書内容に誤りがないかどうかを確認してください。

なお、これらの印書内容に疑問がある場合は、訂正しないで、所轄都道府県労働局に照会してください。

② 申告書の記入に際しては、次の事項に御注意ください。

<確定保険料額の記入方法>

確定保険料及び一般拠出金は、令和6年度中に支払われた（又は確定した）賃金総額（千円未満切り捨て）に保険料率（労災保険率、雇用保険率、拠出金率）を乗じて計算して下さい。保険料額及び一般拠出金額の1円未満の端数は切り捨てして下さい。

<概算保険料額の記入方法>

概算保険料は、令和7年度中に支払われることが予定される賃金総額の見込み額をもとに申告書に印字されている保険料率によって計算しますが、労災・雇用保険分の賃金総額の見込み額は、前年度と比較して2分の1以上2倍以下の場合は、前年度確定賃金総額と同額を概算賃金総額の見込み額としてください。

「事業又は作業の種類」欄は、基本的には「労災保険率表」の「事業の種類」又は「第二種特別加入保険料率表」の「事業又は作業の種類」を記入することになっていますが、事業内容（製品名、製造工程等）についてもできるだけ具体的に記入してください。

(3) 一括有期事業の場合

建設の事業や立木の伐採の事業のうち、「一括有期事業」として成立している事業については、継続事業と同様に年度更新の手続を行うことになります。ただし、建設の事業や立木の伐採の事業は「二元適用事業」ですので、申告書は労災保険に係る分と雇用保険に係る分とをそれぞれ別個に作成します。一括有期事業の要件は、建設の事業においては、一工事の請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く）、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合、一括して申告することになっていますが、一括できる工事は事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域で行う工事です。立木の伐採の事業にあっては、素材の生産量が1,000立方メートル未満で、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合について行うことになっています。申告書の記入に当たっての留意点は、概ね前記(2)の継続事業の場合に同じですが、労災保険に係る分については、次の点が異なります。

① 建設の事業については、原則として元請負人のみを当該事業の事業主として適用しますので、元請負人においては、自らが使用した労働者に支払う賃金の他に下請負人が使用した労働者に支払う賃金をも含めて保険料を算定することとなっています。

- ② 保険料の算定基礎となる賃金総額を正確に把握することが困難な事業については、労災保険分に限り賃金総額の特例（請負金額に事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じた額を賃金総額とします。）による保険料の算定が認められています。
- ③ 「有期事業の一括」の適用を受けている事業は、「一括有期事業報告書」を併せて提出することになっています。更に建設の事業については、「一括有期事業総括表」も併せて添付することになっています。

8 電子申請・電子納付について

労働保険適用徴収関係手続については、電子申請及び電子納付が便利です。

年度更新については、申告書を電子申請した場合にのみ電子納付をすることができますが、電子申請していない場合であっても、延納（分割納付）を申請した場合の第2期分以降については、電子納付が可能です。

※電子申請の場合でも、納付方法は任意です。

電子申請をする際に、納付方法について自動的に「電子納付」が選択されていますが、保険料の納付は従来どおり、納付書で行うことができます。

また、口座振替による納付も可能です。

9 法人番号の記載について

「法人番号欄」が空欄の場合、法人の行う事業については、**国税庁から通知された13桁の法人番号を記入**していただく必要があります

（商業登記法に基づく「会社法人等番号（12桁）」を記入しないようご注意ください。）。

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の行う事業については、法人番号欄の13桁全てに「0」を記入してください（**個人番号の記入はしない**でください。）。

10 保険率表

※ **令和7年度労災保険料率は、平成30年度から変更ございません。**

＜労災保険率表＞

令和6年度（平成30年4月1日施行）※下記リンクよりご確認ください。

[rousaiihokenritu_h30.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/h30/rousaishokenritu_h30.pdf)

※ **令和7年度雇用保険料率は、令和6年度から引き下げられました。**

＜雇用保険率表＞

令和6年度雇用保険料率

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付に係る保険料率	
				失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000
農林水産・ 清酒製造業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000
建設業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000

令和7年度雇用保険料率

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付に係る保険料率	
				失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	14.5/1000	5.5/1000	9/1000	5.5/1000	3.5/1000
農林水産・ 清酒製造業	16.5/1000	6.5/1000	10/1000	6.5/1000	3.5/1000
建設業	17.5/1000	6.5/1000	11/1000	6.5/1000	4.5/1000